

門真市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（案2）

包括的支援事業委託契約にかかる業務の内容とその実施については、門真市地域支援事業実施要綱及び門真市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱並びに令和6年度門真市地域包括支援センター運営基本方針に定めるものほか、次に定めるところにより実施するものとする。

1. 業務名称

門真市地域包括支援センター運営業務

2. 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※センター運営事業者と利用者等との信頼関係の構築や運営の安定性を考慮し、3年契約とする。ただし、以下の場合は、委託期間内であっても契約を解除するものとする。

- ①介護保険法及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合
- ②業務の実施（履行）が著しく困難と、市長が認めた場合

3. 開所日および開所時間について

- ①開所日は、月曜日から金曜日（但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日および12/29～1/3を除く）を基本とする。但し、母体法人の開所日がこれと異なる場合には、地域のニーズに応じ、あらかじめ門真市（以下「市」という。）と協議を行った上で、別の開所日とすることができる。
- ②開所時間は、午前9時から午後5時30分とする。但し、母体法人の開所時間がこれと異なる場合には、あらかじめ市と協議を行った上で、別の開所時間とすることができる。

~~③高齢者虐待等の対応のため、24時間連絡がとれる体制を確保すること。~~

4. 業務内容について

（1）総合相談支援業務（介護保険法第115条の45第2項第1号）

○業務内容

- ①実態把握
- ②総合相談業務
 - ・相談支援体制の整備
 - ・断らない支援体制構築に向けた関係機関との連携強化
- ③ネットワーク構築業務

- ・地域の社会資源やニーズの把握
- ・ネットワークの構築
- ・地域住民の啓発活動
- ・高齢者虐待防止ネットワークの構築

○仕様

- ①様々な方法により、地域の高齢者的心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。
- ②地域において安心できる中核的機関としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について総合的に相談できる体制をつくり、市及び関係機関と情報交換を密にし、**高齢者虐待等の緊急時の対応**として、「24時間365日」、いつでも相談対応できる体制を整備する。
地域包括支援センターが開設している時間帯を明確にし、時間外についても緊急時に相談・対応できるよう、連絡先を本市ホームページ等で公表するとともに、事前予約により対面での休日相談体制を整える。
高齢者単身世帯又は高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加、子育てと介護のダブルケア、学校に通いながら家族の介護を担うヤングケアラー、8050問題など、支援を要する高齢者の背景は複雑多様化しており、介護分野の支援だけでは完結できない複合的課題を有する相談ケースが増加しており、このようなケースを適切な関係機関につなぐには介護分野を越えた幅広い知識が必要となるため、研修会等を積極的に受講し、知識の習得に努めるとともに、個別支援を通して、障がい福祉、生活福祉、子ども福祉、人権政策等、多様な関係機関と横断的な連携体制を構築し、重層的支援にあたる。
- ③地域の社会資源やニーズを把握のうえ、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的、効率的に進める。
ネットワーク構築にあたっては、サービス提供機関や専門相談機関などの地域関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるように支援する。
地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。
地域の様々な関係者のネットワークを通じて高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて支援が必要と判断された高齢者に対して、地域包括支援センターの各専門職によるチーム支援を行う。
認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防というニーズに、これらのネットワークを有効に活用する。
支援を必要とする高齢者を見出し、保健、医療、福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りに努める。
更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの

構築を図る。

地域住民が必要な情報を共有し、互助的な地域の連帯や個人の尊厳を尊重し理解するために必要な啓発活動に取り組む。

地域における高齢者虐待防止ネットワーク構築のため、行政、関係機関、地域団体、各種事業所や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組む。

虐待の早期発見や見守り活動等を行うにあたり、ネットワークを活用する。

(2) 権利擁護業務（介護保険法第115条の45第2項第2号等）

○業務内容

- ①成年後見制度
- ②老人福祉施設等への措置
- ③高齢者虐待への対応
- ④消費者被害防止
- ⑤困難事例への対応

○仕様

- ①認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の説明や本人申し立て・親族申し立ての支援を行うとともに、必要に応じて関係機関の紹介等を行う。
- 本人申し立てが困難で、申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、市長申立てにつなげる支援を行う。
- ②判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は市と連携し、支援する。
- ③高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携のうえ適切な対応を行う。
- ④地域団体や関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。
- ⑤重層的課題がある場合や支援拒否、既存のサービスでは適切なものができない等の困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ地域包括支援センターの各専門職が連携して対応策を検討し、必要な支援を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業にかかる業務（介護保険法第115条の45第2項第3号）

○業務内容

- ①包括的継続的なケアマネジメント支援体制の構築
- ②ケアマネジャーに対する支援

○仕様

- ①施設、在宅を通じた地域における包括的かつ継続的なケアを実施するため、関係機関との連携や協働体制を構築し、地域のケアマネジャーと関係機関との連携を支援する。
地域のケアマネジャーがインフォーマルサービスを活用できるよう、地域の連携や協力体制を整備する。
- ②ケアマネジャーの日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談にあたる。
ケアマネジャーの資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。
「介護予防ケアマネジメントマニュアル」の普及に向け、地域のケアマネジャーに対し研修会を開催する。
地域のケアマネジャーが抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導及び助言等を行う。
他圏域の地域包括支援センターの専門職や地域の関係者、関係機関と連携し支援を行う。
地域のケアマネジャー等の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、ケアマネジャー間のネットワークの構築や活用を図る。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業等、要支援者等の状態にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう自立支援型介護予防ケアマネジメントを実施する。

また、支援にあたっては、門真市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに「介護予防ケアマネジメントマニュアル」を遵守しつつ、高齢者の活動性を高め、セルフマネジメント力が備わるよう支援する。

また、ケアプランを委託する場合は、ケアマネジャーに適宜関与し、指導や助言を通して自立支援型の介護予防ケアマネジメントとなるよう支援する。

(5) 一般介護予防事業

○業務内容

- ①一般介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業

③地域介護予防活動支援事業

○仕様

- ①65歳以上のすべての高齢者を対象とし、相談支援業務や地域ネットワークを活用し、閉じこもりや心身機能の低下等、何らかの支援を必要とする人を早期に発見し、支援につなげることで、地域からの孤立を防ぎ、自立した日常生活の継続をめざす。
高齢者が自ら課題意識をもてるよう、アウトリーチにより働きかけ、支援のかかわりを積極的に作る。
- ②パンフレットや市ホームページ、広報誌等による啓発や地域包括支援センターの職員等が住民主体で介護予防を目的として活動を行う通いの場などの、介護予防活動拠点において介護予防教室を開催するなど、住民に介護予防の正しい知識を普及啓発し、介護予防活動に向けた動機付けを行う。
本市の総合事業の方針が介護予防、重度化防止による自立支援であることを正しく理解し、住民向け啓発教室や介護サービス事業者等との圏域ケア会議など様々な機会を通して普及啓発に努める。
- ③介護予防に関するボランティア等の人材育成や住民主体の通いの場に対し、地域包括支援センター職員による専門的助言や立上げ支援、運動器具の貸出し等により、活動の支援を行う。
地域の実情に応じ、高齢者のニーズに応じた多様な通いの場の立上げに向け、地域に働きかける。立上げ後は住民の主体的な運営を尊重しつつ、市が派遣するリハビリ専門職による体力測定及び評価、栄養士や歯科衛生士等の専門職の派遣等を通して参加者の健康意識向上を図り、介護予防効果を高める支援を進める。

(6) 地域ケア会議の開催

○業務内容

- ①個別ケア会議の開催
- ②圏域ケア会議の開催
- ③介護予防ケアマネジメント検討会議

○仕様

- ①高齢者の個別課題解決のツールとして個別ケア会議を積極的に開催し、多職種協働によりケアマネジメントを支援するとともに、地域のネットワーク構築や地域課題の把握を行う。
- ②個別ケア会議で把握した地域課題を地域のキーパーソンと共有し、課題解決に向けた協議を行うとともに、地域づくりに向け、地域ネットワークの強化を図る。
地域課題が市の政策につながる場合は、地域ケア推進会議において政策提言につなげる。
- ③市が開催する介護予防ケアマネジメント検討会議において、リハビリ専門職等と

とともに、自立支援に焦点を置き、高齢者本人が抱える生活課題の阻害要因を明確にし、その阻害要因への取り組みに対するサービス利用や目標となっているのか等を検討する。

（7）在宅医療、介護連携の推進

地域包括ケアシステムを確立するうえで医療と介護の有機的連携推進により切れのない支援が提供される体制整備が必要なため、在宅医療、介護連携において関係者と課題を共有とともに、課題解決に向けた検討を関係者とともにを行う。

また、医療関係者と顔の見える関係を構築し、介護者やケアマネジャーから在宅医療の相談を受けた際に、医療関係者につなぐなど、地域の実情に応じた対応を行う。

（8）生活支援コーディネーターとの連携

地域包括ケアシステムでは、見守りや家事援助といった住民の支え合いの仕組みを自立支援に資するよう発展させる視点が必要なため、高齢者を「支える側」、「支えられる側」といった立場で区別せず、介護予防、生活支援、社会参加を融合させることで、高齢者の能力に応じた社会的役割の創出につなげる。

生活支援コーディネーターはサービス提供主体間のネットワークを構築し、必要な社会資源の開発やニーズとサービスのマッチングという役割を持ち、地域包括支援センターは「把握したニーズのつなぎ」、「有する地域ネットワークの橋渡し」、「地域ケア会議で発見した地域課題の共有」等により生活支援コーディネーター業務を補完するとともに、介護予防に社会参加の概念を融合させ、相互連携のもと地域づくりに向け住民に働きかける。

（9）認知症総合支援事業における専門職間の相互連携

○業務内容

- ①認知症初期集中支援チームの設置
- ②認知症地域支援推進員の配置

○仕様

- ①認知症になっても本人の意思が尊重され、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の方や家族に早期に専門職が関与し、早期診断、早期治療及び適切な介護につなげる等により、認知症状の緩和などを図ると同時に、家族への助言等により介護者の認知症への理解を高め、対応力向上を目的として、「認知症初期集中支援チーム」を配置し、地域での生活に向けた支援体制を構築する。

地域住民や関係機関等に「認知症初期集中支援チーム」の役割や機能についての周知を行う。**とともに、関係機関等と連携し支援を行う。**

高齢者に関するさまざまな相談から認知症初期集中支援チームの対象者を把握し、継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援や介護サービスの利用等の勧奨、認知症状に応じた助言など、認知症初期集中支援の方針について専門医を含

めたチーム員会議で決定し、実施する。

支援目標の達成等により認知症初期集中支援を終了する場合には、主支援者に引き継ぎを行う。

引き継ぎ後にモニタリングを行い、対象者の状態を評価する。

認知症初期集中支援チーム検討委員会において、支援チームの活動状況や広報・普及啓発活動の効果等について検証・分析を行い、地域の関係者等とともに、

「認知症の早期診断・早期支援が機能し、認知症の方を支援する地域の体制を構築すること」を目的として、支援チームの活動等が効果的に作用するように、活動方針等を検討する。

②認知症の早期発見・早期対応につながるよう、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症にやさしい地域づくりをめざし、認知症の支援を通して支援の輪を広げ、つなげる。

認知症地域支援推進員について、地域包括支援センター設置の届出までに配置するものとする。ただし、必須研修の受講等の理由で、地域包括支援センター設置の届出までに配置できない場合は、令和7年3月末までに配置するものとする。

認知症地域支援推進員は、医療や介護関係者をはじめとした多様な支援者と連携し、支援のネットワークを拡大していくとともに、それぞれが状況に応じ適切な対応ができるよう、認知症ケアパスの普及や学習会の企画開催等により、認知症対応力向上を図る。

また、認知症サポーターの養成や認知症カフェの運営支援、認知症サポーターステップアップ講座の実施等を通じ、地域住民に認知症について正しく理解していくとともに、認知症の本人自身が主体的に活動できるよう支援する。

地域住民も認知症の本人自身も「認知症とともに生きる」共生という考え方を地域に広め、認知症の本人や家族のニーズについて認知症サポーターを中心とした支援につなぎ、認知症の本人が役割と生きがいをもって暮らしていくよう活動しているチームオレンジとともに、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりに取り組む。

(10) 家族介護支援

少子高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者は年々増加傾向にある。加えて、高齢者単身世帯又は高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加、子育てと介護のダブルケア、学校に通いながら家族の介護を担うヤングケアラー、8050問題など、支援を要する高齢者の背景は複雑多様化しており、家族介護力はせい弱化している状況です。

これらの背景を踏まえ、地域包括支援センターは、家族介護者をインフォーマルサービスの担い手として支援するだけではなく、「家族介護者の生活、人生」の質の向上に対しても支援する視点をもち、次の取組みにより家族介護者支援にあたる。

地域包括支援センターは家族介護教室等により介護者の介護力向上を図るとともに、仕事と介護の両立に資する制度理解の普及等、介護離職防止に視点を置いた働きかけを行う。

○業務内容

- ①家族介護教室の開催
- ②認知症高齢者見守り事業
- ③家族介護継続支援事業

○仕様

- ①移動や移乗、排せつケア、嚥下障害がある要介護者への食事介助など、介護技術を習得することで介護者の心身負担の軽減につなげる。
認知症への理解が不十分なことにより対応が不適切になると、認知症の方の周辺症状を引き起こし、さらなる介護の負担につながるため、家族介護教室等開催により、介護のコツや認知症状からくる今後の見通しなどの理解促進により要介護者の悪化防止や介護者の心身負担の軽減を図る。
介護者家族会等の立上げ支援により、介護者同士の交流やピアサポートを促進する。
- ②認知症になってからも、できる限り住み慣れたまちで普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の実現に向け、認知症地域支援推進員や地域関係者との連携のもと、地域の見守り体制構築に向け、認知症サポートーや地域住民に働きかける。
認知症見守り教室等を計画的に開催し、認知症の理解促進を図り、知識の不十分さによる偏見の解消に努める。
また、認知症サポーターを認知症カフェ等の実践の場につなげる、あるいは認知症サポーターステップアップ講座を開催することで認知症サポーターの能力向上を図る。
認知症サポーター同士の交流会の企画開催により、認知症サポーター間のつながりを強化し、チームオレンジとともに活動するなど、認知症サポーター等による地域の見守り体制や支援体制構築を進める。
- ③家族介護者は最も身近な介護の担い手であると同時に、要介護者等を介護する方として支援を受ける対象となるため、家族介護者がひとりで介護負担を抱え込み、心身とも疲弊してしまうことがないよう、介護者家族会の立上げや運営支援を行うことで介護者家族同士の情報交換やピアサポートを促進し、介護者の心身負担の軽減や介護者同士の支え合いを促進する。
介護者家族の健康状態について注意深く見守り、必要に応じ健康相談による支援を行うことで、介護者家族の心身疾病の早期発見につなげる。

(11) その他

○業務内容

- ①認知症サポーター養成講座の開催
- ②住宅改修支援事業
- ③感染予防策への対応
- ④相談支援とフレイル予防の推進

○仕様

- ①認知症地域支援推進員や地域のキャラバンメイトと連携のもと、認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座、認知症ジュニアサポーター養成講座等の開催により、幅広い受講者の年齢層を対象に認知症の理解促進を図る。
- ②介護サービスを利用していない要支援者又は要介護者の住宅改修申請において、専門的知見に基づき自立支援に資する助言を行うとともに、理由書作成により、円滑なサービス利用に向けた支援を行う。
- ③地域包括支援センターの職員は、日々の健康管理に努め、業務継続に向けて各種感染症対応マニュアル等を参照し、新たな感染症への対応を含め、必要な感染予防策を講じたうえで相談業務等に従事する。
~~職員が所管するまた、事業に対応するを実施する際は、高齢者が感染症に罹患することで急性増悪や死亡のリスクが高まること、認知症高齢者の感染予防行動の困難さ、感染症差別や虐待防止等の人権への配慮、感染懸念による介護サービスの利用控え等の感染症をめぐる高齢者特有の問題に留意し支援実施する。~~
- ④高齢者は感染症等に罹患することで、急激な体力低下や健康状態悪化により要介護状態に陥る可能性が高いため、感染予防策や健康管理への支援のほか、保健所等の専門相談窓口の情報提供に努める。
高齢者の外出自粛生活が長期化したことにより、生活不活発化からフレイル（虚弱状態）になるリスクが高まっていることから、感染症対策に係る関係機関と連携し、感染症の正しい知識と合わせて、新しい生活様式に基づくフレイル予防の推進として、ＩＣＴを活用した介護予防教室の開催などに取り組む。

(12) 指定介護予防支援事業

介護予防サービス等を適切に利用できるように介護予防サービス支援計画を作成する。

指定居宅介護支援事業所へ業務の一部を委託する場合であっても、当該支援の責任は地域包括支援センターにあることを念頭に、介護予防支援計画作成や支援経過に適切に関与し、ケアマネジャーに対して助言又は指導等による支援を行い、進捗管理を行う。

地域包括支援センターの職員が包括的支援事業と指定介護予防支援事業を兼務している場合、介護予防支援業務が過重となることで、包括的支援事業に支障を来さない

よう、包括的支援事業と指定介護予防支援事業を兼務する職員 1 人当たりが直接担当するケアプラン数は概ね 10 件以内を標準とする。